

介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業に係る個別協議について

1 個別協議について

集団感染等が発生した事業所等のかかり増し経費について、実施要綱に定める基準単価では、介護サービスを継続して提供することが困難となる場合に、山口県介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業実施要綱(以下、「実施要綱」という。)3(4)ウに基づく個別協議により承認を受けた介護サービス事業所・施設等に対して補助額の上乗せを行う。

2 個別協議の対象事業所及び施設

(1) 新型コロナウイルス感染者が発生又は濃厚接触者に対応した介護サービス事業所・施設等(実施要綱2 ア(ア)に該当する事業所・施設等)

- ① 集団感染(同時期に同事業所・施設等で複数の感染者や濃厚接触者が発生)が起きた場合
- ② ①ではないが、一定期間(最初の感染者等の発生からおよそ1ヶ月間)の間に連続して感染者や濃厚接触者が発生した場合
- ③ ①及び②以外の場合で、感染者や濃厚接触者が発生した事業所・施設等において、一定期間経過後に再度感染者や濃厚接触者が発生した場合
- ④ その他(①～③以外)

(2) 感染者が発生した介護サービス事業所・施設等の利用者の受け入れや当該事業所・施設等に応援職員の派遣を行う事業所・施設等(実施要綱2 ア(ウ)に該当する事業所・施設等)

- ① 感染者が発生した事業所・施設等からの利用者の受け入れを行う事業所・施設等
- ② 感染者が発生した事業所・施設等への介護人材の応援派遣を行う事業所・施設等

3 引き上げ額

個別協議の対象となる事業所・施設等(上記2)は、実施要綱に定める基準単価に必要額を加えた額まで引き上げることが可能。

4 個別協議資料の作成

5の留意事項に基づき、以下の提出資料を作成し、長寿社会課介護保険班(kaigohoken@pr.ef.yamaguchi.lg.jp)あて電子メールで提出すること。

- ① 令和3年度介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業(個別協議書)
- ② (別紙1)個別協議様式 … 2(1)の事業において個別協議を行う場合
- ③ (別紙2)個別協議様式 … 2(2)の事業において個別協議を行う場合

5 留意事項

(1) 協議資料の作成にあたっては、実施要綱及び「介護サービス事業所等に対するサービス継続支援事業費補助金交付要綱」に基づくこと。

(2) 個別協議については、毎月1回を目安として定期的な協議を行う予定であること。